

## こども家庭課窓口受付システム賃貸借契約仕様書

本件契約に係る入札により和歌山市(以下「甲」)が賃貸人(以下「乙」)から賃貸借する窓口受付システム(以下「機器」という。)の仕様は、次のとおりとする。

### (設置場所)

第1条 機器の納入(設置)場所は次のとおりとする。

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎2階 こども家庭課

第2条 機器の仕様は別紙のとおりとする。

### (設置及び撤去)

第3条 賃貸人は、次の日時までに機器を設置し、かつ、使用し得る状態にしなければならない。

令和8年4月1日 午前8時30分まで

2 賃貸人は、賃借人と協議の上、契約終了時に当該設置した機器を撤去し、かつ、適法に処分するものとする。

3 第1項及び前項に規定する設置、撤去等に係る費用は、賃貸人の負担とする。

### (賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、次のとおりとする。

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、前項の規定にかかわらず、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る本市の歳出予算が減額又は削除があった場合は、当該削除のあった会計年度の前年度の末日をもって本件契約を終了する。

### (機械保守)

第5条 賃貸人は、機器の保守に関し、次の次号に掲げる業務を誠実に実施し、窓口受付を常に安定して使用し得る状態に維持しなければならない。

(1) 定期に機器の点検を行い、必要と認めるときは、調整その他必要な措置をとること。

(2) 機器に不具合が発生したときは、賃借人の求めに応じ、直ちに修理に着手し、機器を正常な状態に回復させること。

(3) 前項の規定による修理を行った場合にあって、同様の故障が数回にわたり繰り返すときは、当該機器を取り替えること。

(4) 保守業務の拠点が和歌山市にあること

2 前項各号に掲げる業務に係る一切の費用は、賃貸人の負担とする。

### (その他)

第6条 以下のとおりとする。

(1) その他必要ケーブル・金具等を全て用意すること。

(2) 機械の搬入及び設置を行うこと。

(3) 本システムの適切な操作方法を指導すること。

(4) 本仕様書に記載のない事項等については、和歌山市と協議して対処すること。

### (質問と回答)

第7条 入札者は、見積期間中に、仕様書等において質問のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。

質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日(入札日は含まない。)より5日前(ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日になる場合はその前日とする。)の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文章にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 窓口受付システム仕様書

1 発券機 1台

別記詳細1-1

単業務タイプで業務改善・見直しのための日詳細集計や日計・週計・月計のデータ  
保存が可能である 又データをUSBで外部出力が可能であること

2 操作機 4台

別記詳細1-2

表示機能は2行16文字LCDバックライト付き(参考値)で 待ち時間や次にお呼びする番号待ち時間  
待ち人数表示が可能であること

3 表示器 1台

別記詳細1-3

表示器はポールで固定します

表示部は出来るだけ大きく(320×160) 呼出番号表示は3インチ7セグである(参考値)

すべての方にわかりやすい白色LEDを採用していること

来庁者に迅速な対応のために 背面表示は待ち人数と待ち時間の同時表示が可能であること

又待ち人数・待ち時間が設定値に達した場合 チャイム音で職員に促す機能が可能であること  
(音量調整は10段階)

### 1-1発券機

項目		備 考	
外形寸法	幅	270mm	※外形寸法は参考値
	奥行き	360mm	
	高さ	240mm	
質 量	10kg		
業務数	1業務		
待ち人数表示 (発券器)	2桁 (99)	※100人以上は点滅させる。	
発券番号任意選択	1~999		
発券日付け (西暦・和暦)	有		
発券時刻	有		
発券番号印字ホント選択	任意可能		
タイトル名の作成	可能		
案内文言の任意作成	可能		
顧客名・支店名	可能		
ロゴマーク	可能		
バーコード印刷	可能	※発券番号をバーコード化できます。	
チケット案内文言の切替機能	有 (2種類)	※2種類の案内文言を登録、顧客にて切替可能。	
顧客名の切替機能	有 (2種類)	※2種類の顧客名を登録、顧客にて切替可能。	
単体運用	可能		
連動運用 (3台まで)	可能	※コントローラー無しで発券器の追加導入(接続)可能。	
表示器無し運用	可能		
発券用紙抜き取り検知	有		
用紙マークセンサー機能	有		
用紙ニヤエンド機能	有		
カバーオープン検知機能	有		
発券口ランプ表示機能	有	※発券口をランプ点灯で案内する。	
集計時刻設定	有		
日詳細集計及び印字	有	※従来機とほぼ統一	
日計・週計・月計及び印字	有	※従来機とほぼ統一(別途、集計内容と選択可能)	
集計データの保存	日計	前日・当日	※二日分
	週計	前週・当週	※二週間分
	月計	前月・当月	※二ヶ月分
集計データ外部出力	有 (USBメモリ)	※USB／CFメモリなど対応可能	
お知らせモード	有	※待ち人数“0人→1人”でチャイム音を鳴らす。(任意設定)	
接続コネクタ数 (表示器・操作器用)	4個		
中継器	POEHUB	※POEHUB採用(給電機能付きHUB)	
操作器の接続台数	16台		
無線対応 (発券器 ⇄ 中継器)	有		
他機器機器との接続方法	LAN接続		
自動発券機能	有		

## 1-2操作器

項目	備 考	
外形寸法	幅	90mm ※外形寸法は参考値
	奥行き	150mm
	高さ	70mm
質量	0.5kg	
表示機能	2行16文字LCDバックライト付き	
待ち時間表示	有	
次にお呼びする番号の待ち時間	有	
処理時間表示	有	
受付番号表示(コール番号)	有	
待ち人数表示	有	
総待ち人数表示	有	
業務選択キー (A／B／C)	有 (3業務)	
後方処理機能	有	※その処理を一旦終了させます。
後方再呼出機能	有	※後方処理終了した、番号を再度呼び出しを行ないます。
HLP(ヘルプ機能)	有	
設定	有	※業務設定などに使用します。
登録機能	有	※呼出後にキャンセルした番号を再登録できます。
CLS(窓口開閉機能)	有	
番号設定	有	※任意に番号を入力し、呼び出しが行なえます。
振替機能	有	※集計を正しい業務へ振り分ける機能です。
CAN(キャンセル)	有	※呼出前のキャンセルは、再登録できません。
確定	有	※入力数値を確定するときに使用します。
テンキー (0～9)	有	
処理済(処理終了)	有	
リコール(再呼出)	有	
コール(呼出)	有	
CLR(クリア)	有	※入力数値をクリアするときに使用します。
戻る	有	※他の操作を取り止める時に使用します。元に戻ります。

## 1-3表示器

項目	備 考	
外形寸法	幅	320mm ※外形寸法は参考値
	奥行き	60mm
	高さ	160mm
質量	1.8kg (ボルト・ケランプを除く)	※参考値
呼出し番号表示	3インチセグLED(白) 3桁	※参考値
背面表示	1.8インチセグLED(白) 2桁×2個	※参考値
待ち人数・待ち時間の同時表示	可(同時表示)	※待ち時間及び待ち人数を同時に表示できます。
左右番号案内(矢印ランプ)	有	※呼ばれている側の矢印を点灯(点滅)し、案内します。
スピーカー	有	
音量調整(案内音・チャイム音)	有	
チャイム音選択	有(2種類から選択可)	
音声案内(標準音声案内リスト)	音声案内リストから選択	※発券機側よりUSB(CFなど)メモリより登録します。
標準以外の音声案内の作成	任意作成可能	※顧客専用の音声案内作成可能。(文言数などの制約有り)
外部スピーカーへの接続	可能	

(案)

## 賃貸借契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、窓口受付システム（仮称）（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 乙は物件を甲に賃貸して適切な操作方法を指導し、甲はこれを賃貸するものとする。

### （対象物件及び設置場所）

第2条 対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1） 対象物件 発券機 1台

操作機 4台

表示器 1台

（2） 設置場所 和歌山市役所福祉局こども未来部こども家庭課

### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### （賃貸借料）

第4条 賃貸借料は、月払いとし、各月の賃貸借料は、 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）とする。

### （賃貸借料の支払）

第5条 甲は、乙から前条の請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又は、その額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払いを甲に請求することができる。

### （善管注意義務）

第6条 甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 乙は、物件に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意又は重大な過失により物件を損傷したときに限り、甲に損害賠償の請求をすることができる。

### （通知義務）

第7条 甲は、次の各号のいずれかの行為を行うときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

（1） 第2条第2号の設置場所を変更するとき。

（2） 物件の一部の取替え若しくは改造又は物件にほかの機械器具を取り付けるとき。

### （料金の改定）

第8条 乙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、賃貸借料を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙協議して、賃貸借料を改定することができる。

### （物件の保守）

第9条 乙は、物件が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うものとする。

2 前項の保守に要する費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 甲は、第1項の保守を行わせるため、乙が派遣する技術員（以下「技術員」という。）を第2条の設置場所に立ち入らせるものとする。この場合、技術員は、甲に対し身分証明書を提示しなければならないものとする。

4 乙は、機器が「故障したときは、甲の請求により直ちに技術員を派遣して修理に着手させ、機器を正常な状態に回復させなければならない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担する。

2 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和9年度以降の甲の歳出予算において、当該賃貸借料について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

3 甲及び乙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(機器の返還)

第13条 甲は、この契約が満了したときは、機器を速やかに乙に返還しなければならない。

2 返還に伴う費用は乙が負担する。

(機密の保持)

第14条 乙は、契約の履行にあたって、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(管轄裁判所)

第15条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙